

田辺市ホームページ広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、ホームページへの広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 縦50ピクセル×横130ピクセル

(2) 4Kバイト以内

(3) GIF形式

(4) アニメーションは、可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

(1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現

(2) アラートマーク、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現

(3) 市の実施する事業名に類似した表現

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

2 広告の枠数は、最大10枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は1箇月を単位とし、掲載期間は1箇月以上6箇月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が田辺市の休日を定める条例（平成17年田辺市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1広告当たり10,500円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の前月までに市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1箇月につき1広告とする。

(広告原稿の提出)

第7条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書(様式第1号)に添付するバナー広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。